

その保険で本当に大丈夫ですか？

傷害保険入ってるから大丈夫♪

ボランティア保険入ってるから大丈夫♪

・一般の賠償保険(他人にけがをさせてしまった時のための保険)では
有償セッション(謝金や給与がセラピストに支給されるセッション)での事故は
⇒補償対象にはなりません！

・ボランティア活動やスポーツなどが対象の保険は、
営利活動の場合は、
⇒補償対象にはなりません！

◆日本音楽療法学会会員向け「団体総合保険」のご案内

学会ニュースと共に日本音楽療法学会会員向け「団体総合保険」のご案内が届いていますか？

この保険は音楽療法士を守るために、
会員からの要望で設けられたものです。



目的は・・・
クライアントと加入者自身を守ること！

セラピストは
事故を起こさないよう努めることは当然ですが、
賠償事故に対する備えもクライアントを守るために必要です。

自動車を運転する人が自賠責保険に加入する
のと同じように考えたらいいですね

そして何よりこの保険は・・・
常勤ではない学会員が

個人で加入できる唯一の音楽療法士のための賠償保険です。

フリーランスの音楽療法士にぴったり！

この保険の特長

有償の業務、無償の社会活動の他、日常生活で起こした事故など、万が一加害者になってしまった時、この保険に含まれる二つの賠償保険(施設賠償と個人賠償)で24時間守られている事になります。

<その他の特長>

●加入者自身の疾病傷害補償

疾病(入院 通院 手術)

傷害(入院 通院 手術 死亡)等も補償されています。

(注:契約タイプ(A・B)により補償範囲の違いあり。選択可能)

●携行品損害補償

外出中の身の回り品の破損・盗難などの保険です。

楽器や機材はセッション中のアクシデントによる破損は補償されませんが

業務中(有償セッション中)以外の携行中破損は、他の持ち物と同様に補償の対象となります。

バッグを盗られた!

今一度パンフレットをご覧ください、
未加入の会員の方は是非、この会員向け団体総合保険への加入を!

<申し込みの流れ>

申し込みの流れ ※今年度より一部お手続きが変更となりますのでご確認ください。

(1) 新規加入の方

- ①12月8日(金)までに冊子裏面の「保険申込 FAX 連絡票」に必要事項を記入し日本音楽療法学会事務局へ FAX(03-5401-0337)します。
- ②FAX 送信後、1週間程で「加入依頼書」が郵送されますので必要事項を記入し、署名・捺印の上12月15日までに返送します。
- ③返送と同時に学会口座へ保険料を振り込みます。(冊子3ページに振込先の案内があります)

(2) 継続加入の方

今回から「自動更改」になりますので、「加入依頼書」の返送は不要です。学会口座へ保険料の振り込みだけ行います。

(3) プラン変更の方

「プラン A 型から B 型」又は「プラン B 型から A 型」の場合

- ①「加入依頼書」の一部が異なりますので、再度セントラル保険から必要書類を郵送します。セントラル保険へ電話(044-244-8931)してください。
- ②変更後の「加入依頼書」の返送及び振り込みをします。

(4) 継続加入しない方

継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」を返送します。

(5) 加入者証

2024年2月下旬に加入者証が送られます。

(6) 中途加入

セントラル保険へ電話(044-244-8931)してください。新規「加入依頼書」等郵送いたします。
返送とともに保険料の振り込みをします。

●なお、指定の期間に申し込みできなかった場合も

⇒月割り計算で加入が可能です！(中途加入扱い)

※不明な点などは下記代理店にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

取扱代理店 セントラル保険 担当:米山さま

Tel 044-244-8931 Fax 044-245-0194